KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

KOA INFORMATION

税理士法人　小　山　会　計

〒386-0005　長野県上田市古里６９２－２
ＴＥＬ　：　０２６８－２２－７６１５
ＦＡＸ　：　０２６８－２２－７６１７
Ｅ－ｍａｉｌ：　koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ　：　http://www.koa-g.com/

2020’ 7月　10日発行

2020年8月の予定

・個人事業者(中間申告が年３回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付　期限=31日迄
・個人住民税第２期分の納付
・個人事業税第１期分の納付

以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

2020年9月の予定

・特別な処理事項なし

※ ■ は事務所全体が休みです。

2020年 8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年 9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

最近思うこと　20’ July

税理士法人　小山会計　代表　小山秀喜

皆様方に置かれましては、新型コロナウイルス感染防止要請の影響により、大変な状況に遭遇されておりますことに心よりご同情申し上げますと共に、諸事情により新型コロナウイルスに感染されてしまった方々に心よりお見舞い申し上げます。

今年の年回りは、これまでとは全く違うスタートを切ると言われておりましたが、これがまさか「新型コロナウイルス」という未知の脅威に起因するとは、誰もが全く想定していなかったことだと思います。

先日、毎日の朝礼で読み合わせをしている「職場の教養」（倫理研究会発行）の中に、『生態系に関する研究分野では、【殺虫剤の逆理】と呼ばれる現象が知られている。これは、害虫を駆除するために殺虫剤をまくことで、むしろ害虫が増えることがある。その理由として、殺虫剤が害虫の天敵を駆除してしまい、結果として生態系のバランスが崩れ不安定になるから、ということが挙げられる。』と掲載されていた。

これを読んで、今まさに私たちの置かれている状況にぴったり当てはまると感じた。新型コロナウイルスに感染しないために行動抑制したことが、経済の循環を崩し、結果として私たちの生活そのものを崩しているのではないか？今の経済活動は、きわめてグローバルな展開をしているため、この地域、日本だけではなく、中国・ヨーロッパ等をはじめとするあらゆる国々と経済取引を実施している。それらの取引を人間が意識的にストップしてしまえば、全て連鎖的な崩壊につながってしまうことは、誰が考えても一目瞭然である。

政府等の要請に従って営業活動ができない会社で、きっと余力があるところほど、この際会社を閉じるという選択肢があるのかもしれない。そうではない会社は、先の事より今を生き残るためにあらゆる手段を講じて資金繰りを考える。そしていざ営業活動を再開しても、実際には三密厳禁と言われ、アクセルとブレーキを交互にかけられたら、現場はどうにもならない。

ましてその補てんとして政府等が様々な給付金・助成金・補助金・各種制度資金を実施し、更に時間をかけ手数をかけた(訳のわからない団体に手数料を支払い)ところで、その効果は目先の一瞬ですっ飛んでしまう。

世界には、有能で責任のとれるリーダーがいる。この事態を招いてしまった今、幅広く末端の人々まで、すぐに手数をかけずに実行できることは、**減税(消費税率の引き下げ等)ではないかと思う。**それを実行している国もある。こんな時こそ、各派閥の利権など構わずに、大幅な減税策が浮上されることを希望する。

（このコラムの見解は、すべて私個人の私見であります。）

自筆証書遺言書の保管制度の開始、そして遺言作成に大切な事は？

これまで自筆証書遺言については自身で気軽に作成できる一方、遺言としての要件を欠いており無効となってしまうことや、遺言書の紛失・相続人による遺言書の廃棄や改ざんの恐れがありました。そのような問題を解消するため、平成３０年７月の相続法改正に伴い今年の７月１０日から「法務局における自筆証書遺言書の保管制度」が始まりました。

制度の概要は、ご自身で作成した自筆証書遺言を最寄りの法務局に保管の申請を行うことで、自身の死去時に相続人が遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができるというものです。法務局に保管されている遺言書については保管申請時に遺言の方式についての外形的な確認を行い、死去時においても通常は自筆証書遺言で必要となる家庭裁判所での検認も不要となります。（制度の具体的な内容は、相続手続支援専門室にお問い合わせ頂くか、法務省ホームページの特設ページをご確認下さい。）

遺言については、相続人が円滑に相続できるようにしたいと考える方が増加しており、弊社でもご相談頂く機会が増えています。遺言公正証書の作成件数の統計でも、平成２０年は７万６千件だったのが、令和元年では１１万３千件と１．５倍近い件数の増加となっています。

そんな中、実務の相続手続でも遺言を取り扱う中で感じる事は「どのような方法で遺言を作るか」という事も大事ですが、それ以上に「いかに実効性があり相続人のためとなる遺言を作るか」を事前に考える事が大事であるということです。

遺言は作成したものの、相続手続において大変だった事例をいくつか例示します。

○ 取引金融機関が５行あったのに、遺言に１行書き忘れていた。
　→ 書いていなかった１行は、相続人全員で遺産分割協議をしなければならない事に。
○ 遺言に「全財産を半分ずつ相続させる」とのみ書いてあり、具体的な記載がなかった。
　→ 預金１億円、不動産１億円の場合に、①「一人は預金、一人は不動産の全部」②「預金・不動産をそれぞれ半分ずつ」など色々な解釈があり判断が困難となり、結果相続人間で話し合いに。
○ 遺言で「すべての不動産を長男、預金を配偶者に」と書いてあったが、長男は金融資産を相続できなかったため相続税の納税資金がなく、止む無く金融機関から借入することに。

遺言をどのような目的で作成し、どのような効果があるのかを考える事、また事前に財産の把握・整理や相続税の試算を行うことが、残された相続人のためになる遺言作りには大切です。それらを踏まえた上で、今回の改正の制度等を上手く活用するのが良いと思います。

相続手続支援専門室でも遺言作成に関するアドバイスや、公正証書遺言作成のサポートを行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

相続手続支援専門室長　岩下　博明

第9回 事業承継コラム

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予(国税)について

前回に引き続き、新型コロナ関係の情報について触れていきたいと思います。
今回は国の税金の支援措置についてお話しします。メディア等でも取り上げられており、措置があることはご存知かと思います。
内容としては、以下のとおりです。

令和２年２月１日から令和３年２月１日に納期限が到来する国税については、
① 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね２０％以上減少しており、
② 国税を一時に納付することが困難な場合、
所轄の税務署に申請すれば、納期限から１年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます(新型コロナ税特法第３条)。
特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。

以上のように国税庁のホームページにおいて公表されています。

一時に納付することが困難な場合であるか否かは、現行の現金預金の額と当面の運転資金等の額（１か月当たりの固定費×６か月分）と比較して現金預金の額が下回るか否かにより判断されます。

＜留意事項＞
（１）借入をした場合に現金預金が多くなっている場合には認められない。
（２）法人税の予定納税、消費税の中間納税については、決算申告の納付期限となり、一年までは猶予を受けることはできない。
（３）提出書類は、納税の猶予申請書（A4 ２枚）と売上の明細書、直近の預金通帳等のコピー等。

仮にこの要件を満たさない場合、申請が認められない場合であっても、換価の猶予という制度があり、延滞税はかかりますが、延滞税を軽減する制度があります。

今後、この制度を検討する際には参考にしていただき、詳しくは担当者にお尋ねください。

事業承継においても、コロナによって事業承継の進捗に大きな影響が出ているとの統計があり、税制の改正や補助金の変更事項に引き続き注視していきます。

事業承継専門室長　森川 宜彦

赤城家はこんな感じで車中泊やってます～（前編）

こんにちは、小山会計の赤城です。
今回の記事は趣味の紹介ということで、息抜き的なかる～い気持ちで読んでください（笑）
今年はコロナのせいで、まだ行けていないのですが、いつもは年１０回くらいキャンプに行っています。最近は時短とゲリラ豪雨対策でテントを張らずに車中泊でキャンプに行く回数も増えています。
そこで、豪華なキャンピングカーではなく、普通（？）の車でも使える便利な車中泊グッズを紹介しようと思います。

便利グッズ①やっぱり網戸！

温度対策と虫対策の必需品

↑後ろの網戸
１６，５００円くらい

ジッパーで開閉します

中から見るとこんな感じ

この窓枠は実は網戸

開けっ放しでも虫が入ってこない！
虫嫌いの我が家の娘たちも大満足！！
少しだけどプライバシー確保効果も！

←横の網戸　１枚１１，０００円くらい

万が一網が破れたときのために１００円ショップで網戸破れ修理シートを購入しておくとＧｏｏｄ！！

車の紹介

レジアスエース ワイド ミドルルーフ ロング
（基本は３ナンバーハイエースと同一規格）
長さ　484ｃｍ
横幅　188ｃｍ
高さ　210ｃｍ
定員５名（軽貨物登録）
平成２８年8月購入　４WDガソリン車

＜裏面へ続く＞

ベッドの床板と専用マットレスの二層構造

大人２人
子供１人
寝るとこんな感じ

床下は５段階調節可能
我が家は床下収納のため、
３０ｃｍくらいに設定
してます

↓ もう１人は２列目に

便利グッズ②高床式ベッド！

車種によって後部座席をフラットに出来たり出来なかったりがありますが、我が家の車は軽貨物登録車両で後部の荷室に何もないので、高床式のベッドセットをいれています。
右上の写真のように大人２人と子供１人くらいは余裕で寝られます。身長１７０ｃｍの私でも足をギリギリ伸ばして寝られます。我が家は４人家族なので、もう１人は２列目で右の写真のような感じで寝ています。車用のマクラや毛布は、大体積みっぱなしです。
ちなみに以前ヴォクシーに乗っていた際は、パイプと板でベッドを自作したり、エアーベッドを使用していましたが、やっぱり市販の各車種専用のモノは金額を出す価値はあるなと感じました。

便利グッズ③鹿番長のフック！

キャンプをやっている人にはお馴染みのキャプテンスタッグ（＝通称：鹿番長・・・ロゴマークが雄鹿のため）製の車専用タープ取付用フックです。
サイドオーニングを付ける代わりにタープ用のフックを取付けています。このおかげで１０分もかからずにタープを張れますし、撤収も５分くらいで済みます。

レインガードに取付け
車によっては取付けできないので、購入前に確認が必要
↓

カージョイント Ｍ－８３９０は1個1,６００円くらい→

＜いつになるか判りませんが後編へ続きます．．．たぶん＞

税理士法人 小山会計

KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

相続手続支援センター® 東信

相 続 ・ 贈 与 ・ 遺 言

なんでも相談の日

～　相続・贈与・遺言に関するお悩みをスッキリと　～

- □ 亡くなった際の相続手続
- □ 生前の相続対策・終活
- □ 相続税の試算・財産の評価
- □ 預貯金・不動産の贈与
- □ 公正証書遺言の作成
- □ 生命保険の見直し

など

これらの個別でのご相談を

初回無料

で実施いたします！

（相談時間は 45 分前後）

相続・贈与・遺言
なんでも相談の日

開催日 ： 令和 2年 7月29日(水)

時　間 ： 16:00 ～ 19:00

会場 ： 税理士法人 小山会計 （上田市古里 692-2）

※ 当日ご都合のつかない方は、別日でのご相談・ご訪問も

承りますので個別にお伝えください。

ご自身はもちろん、ご家族・ご親戚、会社の従業員の皆様など

ご相談されたい方がいらっしゃいましたらお気軽にお声掛け下さい。

本相談会は **事 前 予 約 制 ・ 先 約 順** としております

お問合せ・ご予約のお電話は、0268－22－7615

担当：岩下 へ（申込締切 7月27日）

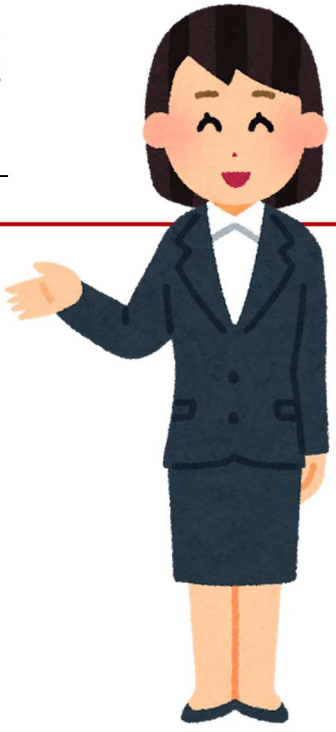

ひとり親控除、寡婦(夫)控除の見直しは令和2年分の年末調整から

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親と、婚姻歴のあるひとり親との間にある税制上の格差が解消され、また、寡婦(夫)控除における男女差が見直されました。ひとり親であれば、未婚・離婚・死別、性別にかかわらず、「ひとり親控除」が適用されます。この改正は、令和2年分以後の年末調整および確定申告において適用されます。また、月々の源泉徴収においては、 令和3年1月1日以後に支払うべき給与等および公的年金等について適用されます。個人住民税については、令和3年度分以後について適用されます。

改正の概要

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ 居住者がひとり親(現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。)である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円(住民税は30万円)を控除することとされました。

a その者と生計を一にする一定の子を有すること。

b 合計所得金額が500万円以下であること。

c その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

ロ 上記イのひとり親控除は、給与等および公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされました。

② 寡婦(夫)控除の見直し

寡婦の要件について次の見直しを行った上で、寡婦(夫)控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました(控除額は所得税27万円、住民税26万円)。

イ 扶養親族を有する寡婦についても、上記①イbの要件が追加されました。

ロ 上記①イcの要件が追加されました。

また、寡婦控除の特例(いわゆる「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特別加算)を廃止することとされました。

改正後の「寡婦」

「寡婦」とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます。

① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

イ 扶養親族を有すること。

ロ 合計所得金額が500万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

② 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

イ 合計所得金額が500万円以下であること。

ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

編　集　後　記

７月になり毎日暑い日が続きますね。皆様は気温や天気と商品の売上の相関関係を調査する「ウェザーマーチャンダイジング」という分野があるのはご存知でしょうか。その研究によりますと、最高気温が２５℃を上回るとビールの売上が伸び始め、他にもかき氷は３０℃、アイスクリームは２７℃で売上が伸び始めるのだそうです。それに対して冬のおでんは最低気温が１８℃、鍋物や熱燗は１５℃を下回ると売上が伸び始め、これらの結果、季節が本格化する少し手前、「ちょっと蒸し暑いな」「ちょっと肌寒いな」という気温で売上が伸び始めるのだそうです。

また夏には夕立やゲリラ豪雨など、急に雨が降って急に止み、その後また晴れるような場合がありますが、そんな時に虹が出ているのを見たことがある方もいらっしゃるかと思います。虹は必ず「太陽がある方の反対側の空」に現れます。太陽の光が雨粒に差し込んで、その中で反射・屈折して現れるのが虹なので、太陽とは逆の方向に現れるのだそうです。この夏の時期、ザーッと急な雨が降ってきたら「憂鬱だなぁ」と思わず、「今日は虹が見られるかも！」と思うようにすれば、それだけで一日が楽しくなりそうですね。

あと夏は特に雷が多く発生するイメージがありますが、雷を回避する最善の方法は、車や建物に入ることだそうです。それができなければ高い木の保護を受けつつ側撃雷を受けない位置、すなわち木の先端の４５度の範囲内（円錐形）で、かつ木から４メートル以上離れた位置に避難しましょう。

新型コロナウイルスによって従来の行動が制限されがちですが、その中でも自分なりの新しい人生の楽しみや価値観を見出していければと思います。暑さ厳しい折、皆様どうかご自愛の上お過ごしください。　（編集担当　荻原）